

令和3年度 国民健康保険税のお知らせ

◇ 国民健康保険税（国保税）の納税義務者は、世帯主です ◇

世帯主が社会保険など他の保険に加入している場合でも、納税義務者は世帯主となり、納税通知書は世帯主あてに送付します。

年度の途中で75歳になる方は、誕生月から後期高齢者医療制度に移行となります。

年度の途中で40歳になる方は、誕生月から医療給付費分と後期高齢者支援金等分に加え、介護納付金分も対象となります。

◇ 国保税の納付方法は、「普通徴収」と「特別徴収」になります ◇

普通徴収	<p>納付回数は、第1期から第8期までの8回です。各期別の納付額は納税通知書に記載しています。</p> <p>納付場所は、納付書裏面に記載の金融機関等、コンビニエンスストア、または収納課、各総合支所市民サービス課となります。</p> <p>口座振替の方は、納税通知書に記載している届出口座から引き落としとなります。</p> <p>また、インターネットによるクレジット払いやPay-easy、PayPayでも納付できます。詳しくは花巻市公式ホームページをご覧ください。</p>
特別徴収 (年金からの差し引き)	<p>次のすべての要件が該当する場合、原則国保税が世帯主の年金から差し引かれます。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 世帯主が国保に加入している ② 世帯内の国保の加入者全員が65歳以上75歳未満 ③ 世帯主の年金額が年額18万円以上で、国保税と介護保険料の合計が年金額の2分の1を超えないとき </div> <p>年度途中で上記の要件に該当しなくなった場合や介護保険料の特別徴収が停止となった場合は、普通徴収に変更となります。</p> <p>納付回数は、原則として年6回（年金の支払月）です。4月・6月・8月は2月の徴収額と同額を仮徴収し、10月・12月・翌年2月は、当該年度の年税額から仮徴収額を引いて3で割った金額となります。（還付金が発生する場合は、別途通知します）</p> <p>特別徴収への切り替えは、原則として年2回（4月・10月）です。</p> <p>《希望により口座振替で納付することができます》</p> <p>手続き方法は、市民税課または各総合支所市民サービス課にお問い合わせください。 <u>なお、特別徴収から「納付書払い」に変更することはできません。</u></p>

◇ 世帯の所得合計が一定基準以下の場合、均等割と平等割が軽減されます ◇

世帯主（国保資格のない世帯主を含む）と被保険者の前年中の所得額の合計額（世帯の総所得金額等）が下表の基準額以下の場合、均等割と平等割が軽減されます。

軽減割合	軽減判定の基準となる世帯の総所得金額
7割	43万円 + (給与所得者の人数-1) × 10万円以下
5割	43万円 + (給与所得者の人数-1) × 10万円 + (28.5万円 × 被保険者数) 以下
2割	43万円 + (給与所得者の人数-1) × 10万円 + (52万円 × 被保険者数) 以下

※65歳以上（令和3年1月1日現在）の方の公的年金所得については、15万円を控除した額で軽減判定されます。

◇ 非自発的失業者に係る軽減は申告が必要です ◇

倒産・解雇などにより離職された方の国保税が軽減されます。

■対象者（次のすべてに該当する方）

- ・ 離職日時点で65歳未満
- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）から交付される「雇用保険受給資格者証」の離職コードが「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかに該当する

※「特例受給資格者証」「高齢受給資格者証」をお持ちの方は対象にはなりません。

■軽減内容 離職者本人の前年中の給与所得を30%とみなして算定します

■軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

■必要書類 「雇用保険受給資格者証」、国民健康保険被保険者証

◇ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合の減免制度があります ◇

※ 感染症の拡大防止のため、ご相談はお電話でお願いします。

新型コロナウイルス感染症により、次の①～③に該当する世帯は国保税が免除（①、②は全額、③は一部）になる場合があります。

① 主たる生計維持者（世帯主）が死亡又は重篤な傷病（1ヶ月以上の治療が必要）を負った世帯

■必要書類…本人確認書類、減免申請書、診断書の写し

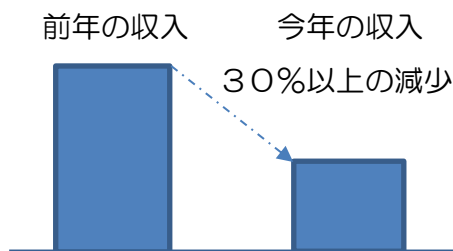
② 主たる生計維持者（世帯主）が廃業・失業(*)した世帯

■必要書類…本人確認書類、減免申請書、登記簿謄本・廃業届・変更異動届・退職証明書・解雇通知書・離職票等の写し

*非自発的失業者に係る軽減の対象者は、こちらの減免は対象となりません。

③ 新型コロナ感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが減少し、次の i から iii までの全ての要件に該当する世帯

- i 前年と今年の収入を比較し、
減少割合が30%以上の減少
が見込まれる。（保険金、損害
賠償等により補てんされる金
額は含みません。）



- ii 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下である。

- iii 主たる生計維持者に減少する収入以外の収入があった場合、その収入の前年所得が400万円以下である。

■必要書類…本人確認書類、減免申請書、前年と今年の収入がわかるもの（確定申告書・源泉徴収票・事業帳簿・給与明細書・通帳等の写しなど）、保険金・損害賠償金の金額がわかるもの

申請期限は令和4年3月31日で、提出書類をもとに審査のうえ決定します。

◇◇ お問い合わせ先 ◇◇

花巻市役市民税課諸税係	0198-41-3526
大迫総合支所市民サービス課税務会計係	0198-41-3125
石鳥谷総合支所市民サービス課税務会計係	0198-41-3445
東和総合支所市民サービス課税務会計係	0198-41-6515